

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 法の有効期限の延長

特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を五年間延長し、令和十一年六月三十日までとすること。

（附則関係）

第二 題名

題名を「特定農産加工業経営改善等臨時措置法」とすること。

（題名関係）

第三 目的

この法律は、最近における農産加工品及びその原材料たる農産物の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業者の経営の改善及び原材料の調達の安定化を促進するための措置を講ずることにより、その新たな経済的環境への適応の円滑化を図り、もって農業及び農産加工業の健全な発展に資することを目的とすること。

（第一条関係）

第四 特定農産加工業の定義の追加

特定農産加工業として、小麦、大豆その他の世界的規模の需給のひっ迫による価格の高騰その他のその

輸入に係る事情の著しい変化がある農産物として農林水産省令で定めるもの（以下「指定農産物」という。）又はこれを使用して生産された農産加工品（以下「指定農産物等」と総称する。）を原材料として使用する農産加工業であつて、当該輸入に係る事情の著しい変化により、当該事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる業種として農林水産省令で定めるものを追加すること。

（第二条関係）

第五 調達安定化措置に関する計画の承認等

一 特定農産加工業者（第四の業種に属する事業を行う者に限る。以下同じ。）又は特定事業協同組合等（特定農産加工業者を構成員とするものに限る。以下同じ。）は、調達先としての指定農産物の生産地の変更、代替原材料（原材料たる指定農産物等に代替する農産物又はこれを使用して生産された農産加工品をいう。以下同じ。）の使用、原材料たる指定農産物等の効率的な使用、新商品又は新技術の研究開発又は利用、原材料たる指定農産物等又は代替原材料の保管その他の原材料の調達の安定化を図るための措置（特定事業協同組合等にあつては、その構成員がその事業に用いる原材料の調達の安定化を図るための措置。以下「調達安定化措置」という。）に関する計画を作成し、これを農林水産大臣に提出

して、当該計画が適当である旨の承認を受けることができるものとする。

二 一の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

(一) 調達安定化措置の目標

(二) 調達安定化措置の内容及び実施時期

(三) 調達安定化措置の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法

(四) 特定事業協同組合等が新商品又は新技術の研究開発に必要な試験研究費に充てるためその構成員に対し負担金の賦課をしようとする場合にあっては、その賦課の基準

(五) その他農林水産省令で定める事項

三 農林水産大臣は、一の承認の申請があつた場合において、その計画が、次に適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

(一) 当該計画に係る特定農産加工業者が第四に規定する農産物の輸入に係る事情の著しい変化に対応して新たな経済的環境に円滑に適応するために有効なものであつて、農林水産省令で定める基準に適合するものであること。

(二) 原材料たる農産物の国内の生産地との連携の強化その他の生産地からの当該農産物の調達の方法が適切なものであること。

(三) その他政令で定める基準に適合するものであること。

四 農林水産大臣は、一の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を一の計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならないものとする。

五 一の承認を受けた者は、当該承認に係る計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならないものとする。

六 農林水産大臣は、五の申請があつた場合において、その計画が、三の(一)から(三)までに適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

七 農林水産大臣は、五の承認をしたときは、遅滞なく、その旨を五の計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならないものとする。

八 農林水産大臣は、一の承認を受けた者が当該承認に係る計画(五による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。以下同じ。)に従つて調達安定化措置を行っていないと認めるときは、その承認を

取り消すことができるものとする。

九 農林水産大臣は、八による承認の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を八の計画に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならないものとする。

（第五条関係）

第六 株式会社日本政策金融公庫法の特例

株式会社日本政策金融公庫は、第五の一の承認を受けた者が当該承認に係る計画に従って調達安定化措置を行うのに必要な資金のうち、新商品若しくは新技術の研究開発若しくは利用に必要なもの又は調達先としての指定農産物の生産地の変更、代替原材料の使用、原材料たる指定農産物等の効率的な使用若しくは原材料たる指定農産物等若しくは代替原材料の保管を行うのに必要な製造若しくは加工のための施設の改良、造成若しくは取得に必要なものの貸付けの業務を行うことができるものとする。

（第六条関係）

第七 資金の確保

国及び都道府県は、第五の一の承認を受けた者が当該承認に係る計画に従って調達安定化措置を行うに必要な資金の確保に努めるものとする。

（第七条関係）

第八 指導及び助言

国及び都道府県は、第五の一の承認を受けた者に対し、調達安定化措置の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(第八条関係)

第九 合理化施策の推進

国及び都道府県は、調達安定化措置と併せて、特定農産加工業者の新たな経済的環境への適応を円滑にするため、農業の生産性の向上、技術の研究開発の推進その他の農産加工業の合理化の促進に必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(第九条関係)

第十 雇用の安定等

国は、特定農産加工業者が農産加工品の原材料たる農産物の輸入に係る事情の著しい変化により事業活動の縮小を余儀なくされた場合においては、その特定農産加工業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(第十条第一項関係)

第十一 その他

一 第五の一の承認を受けた者に対する当該承認に係る計画の実施状況に係る報告徴収及び報告義務違反

に対する罰則について必要な規定を設けること。

(第十一条及び第十三条第一項関係)

二 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができるものとする。

(第十二条関係)

第十二 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、第一の改正規定は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)